

◎宇和島市食品ロス削減推進事業補助金交付申請の質疑応答集

Q：現時点では「宇和島市おいしい食べきり運動推進店」に登録していないが、これから登録し、補助金の申請はできるのか。

A：できます。「宇和島市おいしい食べきり運動推進店」登録申請書を提出いただき、対象容器購入後、補助金申請が可能となります。

Q：既に容器を購入しているが、それは対象となるのか。

A：12月13日以降（要綱施行後）の購入でしたら対象となります。

Q：インターネットでの購入は補助対象になるか。

A：なります。

Q：テイクアウト用の容器の購入は補助対象となるか。

A：食べ残しを持ち帰るための容器を対象としておりますので、テイクアウトを目的とした容器は対象外となります。

Q：送料は補助対象経費に含まれるのか。

A：含みます。

Q：消費税は補助対象経費に含まれるのか。

A：含みます。

Q：購入した容器が補助対象容器に該当することが分かるものとは何か。

A：容器の材質や認定マークが確認できるもの
例）注文書、カタログ、認定マークの確認できる写真（容器、パッケージ等）

Q：購入した容器の支払いや内訳が確認できるものとは何か。

A：購入日（支払日）、商品名、購入金額、個数などが記載されているもの。
例）領収書、利用明細書など

Q：上限2万円以内であれば、年度中何回でも申請できるのか。

A：補助金の申請は年度中1回までとしています。

Q：購入の対象となる容器はどんなものですか。

A：プラスチック削減のため、次のいずれかに該当するものとします。

①紙や木でできた容器

②再生プラスチックを配合した容器

(公益財団法人日本環境協会によるエコマークの認定を受けたものに限る。)

③バイオプラスチックを配合した容器

(一般社団法人日本有機資源協会、又は日本バイオプラスチック協会による認定を受けたものに限る)

④その他市長が適当と認めるもの

バガス容器(サトウキビの絞りかすを使用)や竹の容器など環境に配慮しているもの

※②・③の容器は以下のマークが目印となります。

